

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

以下、平成23年度及び平成24年度の各勘定別の損益状況等について記載しております。

(1) 一般勘定

一般勘定は、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業及び社会福祉振興助成事業の4事業を統合したものです。

平成24年度の経常収益は福祉医療貸付金利息等の自己収入の他、運営費交付金や利子補給金、助成費補助金等の国からの財源措置により58,832百万円、経常費用は財政融資資金の借入れにかかる支払利息等により59,910百万円となっております。

これまで、一般勘定においては、福祉医療貸付事業にかかる直接的な経費（借入金利息等）と貸付金利息収入との損益差に対して、国から利子補給金が措置され、その他の事務的経費や人件費等の間接的な経費に対しては、運営費交付金が措置されており、決算において利子補給金又は運営費交付金に残余が生じた場合であっても当期利益が発生しない仕組みとなっておりますが、平成23年度より、東日本大震災からの復旧・復興に係る貸付の優遇措置を講じたこと等により、経常損失は1,078百万円となっております。また、臨時利益として貸倒引当金戻入益1,375百万円を計上しており、当期総利益は300百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第44条第1項の規定に基づき前事業年度からの繰越欠損金に充てることにより整理しております。

損益計算書の要旨

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成23年度	平成24年度	科目	平成23年度	平成24年度
経常費用	63,950	59,910	経常収益	62,004	58,832
福祉医療貸付業務費	59,870	56,425	運営費交付金収益	3,071	2,971
経営指導業務費	279	255	福祉医療貸付事業収入	51,902	51,032
福祉保健医療情報サービス業務費	522	416	経営指導事業収入	40	38
社会福祉振興助成業務費	2,222	2,005	福祉保健医療情報サービス事業収入	18	8
一般管理費	905	802	補助金等収益	6,564	4,500
雑損	148	4	資産見返運営費交付金戻入	222	240
			財務収益	23	26
			雑益	160	14
臨時損失	2,329	-	臨時利益	-	1,375
当期純利益(又は当期純損失)	4,275	297			
前中期目標期間繰越積立金取崩額	5	2			
当期総利益(又は当期総損失)	4,270	300			

(2) 共済勘定

平成24年度の経常収益は96,461百万円であり、経常費用は93,498百万円となっております。また、法令に基づく引当金等に係る臨時利益は3百万円、臨時損失は2,937百万円となっており、当期総利益は28百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第44条第1項の規定に基づき積立金として整理を行った後、平成25年7月10日に機構法第16条第4項の規定に基づき国庫納付しております。

損益計算書の要旨

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成23年度	平成24年度	科目	平成23年度	平成24年度
経常費用	83,947	93,498	経常収益	85,824	96,461
退職手当共済業務費	83,843	93,410	運営費交付金収益	526	523
一般管理費	103	88	退職手当共済事業収入	43,659	45,857
			補助金等収益	40,246	46,325
			財源措置予定額収益	1,375	3,730
			資産見返運営費交付金戻入	16	23
臨時損失	6,146	2,937	臨時利益	4,268	3
当期純利益(又は当期純損失)	-	28			
当期総利益(又は当期総損失)	-	28			

(3) 保険勘定

平成 24 年度の経常収益は 25,910 百万円、経常費用は 21,199 百万円となっており、経常利益は 4,710 百万円となっております。

また、臨時損失として心身障害者扶養保険責任準備金繰入を 1,339 百万円計上した結果、当期総利益は 3,371 百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき前事業年度からの繰越欠損金に充てることにより整理しております。

損益計算書の要旨

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 23 年度	平成 24 年度	科目	平成 23 年度	平成 24 年度
経常費用	21,252	21,199	経常収益	22,945	25,910
心身障害者扶養保険業務費	21,214	21,164	運営費交付金収益	105	161
一般管理費	37	35	心身障害者扶養保険事業収入	22,836	25,746
			資産見返運営費交付金戻入	2	2
臨時損失	3,843	1,339			
当期純利益(又は当期純損失)	2,150	3,371			
当期総利益(又は当期総損失)	2,150	3,371			

(4) 年金担保貸付勘定

平成 24 年度の経常収益は、年金担保貸付金利息収入等により 2,579 百万円、経常費用は業務委託費等により 2,633 百万円となっております。その結果、当期総損失 44 百万円を計上しており、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金を取り崩すことにより整理しております。なお、積立金の残額は、平成 25 年 7 月 10 日に機構法第 16 条第 3 項の規定に基づき、一部を除いて国庫納付しております。

損益計算書の要旨

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 23 年度	平成 24 年度	科目	平成 23 年度	平成 24 年度
経常費用	3,058	2,633	経常収益	3,093	2,579
年金担保貸付業務費	2,976	2,556	年金担保貸付事業収入	3,091	2,571
一般管理費	81	77	資産見返運営費交付金戻入	1	1
			財務収益	0	2
			雑益	0	5
当期純利益(又は当期純損失)	40	53	臨時利益	5	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	17	9			
当期総利益(又は当期総損失)	58	44			

(5) 労災年金担保貸付勘定

平成 24 年度の経常収益は、労災年金担保貸付金利息収入等により 36.3 百万円、経常費用は業務委託費等により 36.0 百万円となっております。また、臨時利益として貸倒引当金戻入益を 0.2 百万円計上したことにより、当期総利益は 0.7 百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金として整理を行った後、平成 25 年 7 月 10 日に機構法第 16 条第 3 項の規定に基づき、一部を除いて国庫納付しております。

損益計算書の要旨

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 23 年度	平成 24 年度	科目	平成 23 年度	平成 24 年度
経常費用	38.3	36.0	経常収益	40.5	36.3
労災年金担保貸付業務費	35.7	33.5	労災年金担保貸付事業収入	39.2	34.6
一般管理費	2.6	2.5	財務収益	1.0	1.5
当期純利益(又は当期純損失)	2.2	0.5	臨時利益	0.1	0.2
当期総利益(又は当期総損失)	2.5	0.7			

(6) 承継債権管理回収勘定

平成 24 年度の経常収益は、年金住宅資金等貸付金利息収入等により 51,089 百万円、経常費用は業務委託費等により 2,845 百万円となっております。その結果、当期総利益 48,243 百万円を計上しております。

なお、この当期総利益については、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金として整理を行った後、平成 25 年 7 月 10 日に機構法附則第 5 条の 2 第 6 項から第 8 項及び同法施行令附則第 5 条の 2 第 2 項から第 6 項の規定に基づき、その全額を国庫納付しております。

損益計算書の要旨

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 23 年度	平成 24 年度	科目	平成 23 年度	平成 24 年度
経常費用	3,143	2,845	経常収益	59,704	51,089
承継債権管理回収業務費	3,013	2,680	承継債権管理回収業務収入	59,185	50,699
一般管理費	129	164	資産見返運営費交付金戻入	49	18
			財務収益	465	370
			雑益	3	1
当期純利益(又は当期純損失)	56,600	48,243	臨時利益	39	-
当期総利益(又は当期総損失)	56,600	48,243			

(7) 承継教育資金貸付けあっせん勘定

承継教育資金貸付けあっせん業務は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、平成 20 年度から休止しております。

2. 将来展望と対処すべき課題

急速な少子・高齢化に伴う本格的な人口減少社会の到来の中で、国民一人ひとりが心豊かに安心して暮らすことができる社会を築くためには、支え合いの仕組みである社会保障の基盤を揺るぎないものにしていく必要があります。このため、福祉医療の分野では、国及び地方公共団体において、社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築など、社会保障を支える福祉医療の基盤づくりのための施策が進められています。

このような状況において、福祉の分野では2015年には「団塊の世代」がすべて65歳以上となり、2025年には高齢化率が現在の約20%から約30%へと10%も増加し、特に75歳以上の高齢者は現在の1千4百万人から2千2百万人へと大幅に増えることが見込まれるなど、高齢者の尊厳を支えるサービス基盤の整備が一層進展すると考えられ、特別養護老人ホームの個室・ユニットケアの推進や認知症高齢者に対応した小規模・多機能型サービス拠点の整備、要介護状態になっても住み慣れた地域での生活を継続してできるような地域密着型サービス拠点の整備、障害者の自立支援に配慮したサービス基盤の整備などが重要な政策課題となっていくと見られます。

また、少子高齢化により減少する労働力人口を維持し、経済成長を実現するためには、育児をしている女性等の活躍・社会進出をより一層促す必要があります。これらの妨げとなっているのが待機児童問題であり、政府は、待機児童解消加速化プランを設け、保育ニーズのピークを迎える2017年度末までに、潜在的な保育ニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を新たに確保する目標を掲げています。

医療の分野においては、医療計画に基づいた主要な疾病・病態ごとの地域連携を引き続き強化することはもちろんのこと、今後、各地域のニーズにあった医療機関の必要性の程度に応じた病床機能の再編成が進展すると考えられ、産科や小児科、救急医療などの拠点病院の整備、医療機関相互の連携や高度急性期から一般急性期、回復期、慢性期、在宅療養へと至る医療の各段階や疾病に応じた医療機関の整備・配置、病床の転換などが重要な政策課題となっていくと見られます。

また、先進的、独創的な民間福祉活動や地域に密着したきめ細かな活動の振興及び支援を図るため、NPO等に対して資金助成を行うことは、ますます重要となっております。

当機構としては、こうした増大かつ多様化するニーズに対応して、ますます重要となる役割を果たすべく、福祉施設や医療施設に対するご融資やNPO等への助成など多種多様な事業を的確に推進するとともに、以下のような主要な課題に着実かつ適切に対処していくことにより、市場において積極的な評価をいただけるよう努めて参る所存であります。

(1) 特殊法人改革への対応

当機構は、国民の健康と福祉の向上に資するため、良質な福祉、介護、医療サービス等を提供する国の施策と表裏一体となって事業を推進していくという重要な役割を担っております。

平成13年12月19日に、今後の特殊法人改革を方向付けるものとして、「特殊法人等整理合理化計画」が策定され、平成14年12月13日には「独立行政法人福祉医療機構法」が施行され、平成15年10月から「独立行政法人福祉医療機構」が発足しました。独立行政法人制度の下で、組織の使命を全うするため、中期計画に基づき一層の業務の効率化やサービスの向上に努めて参ります。

(2) 財政投融資制度改革への対応

財政投融資制度改革において、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価にさらされることを通じ、運営効率化へのインセンティブが高まる。このため、特殊法人等は、まず、その資金を原則として自己調達することを検討し、各機関は財投機関債の発行に向けた最大限の努力を行う。」という骨子が示されております。こうした改革の趣旨を踏まえ、当機構では、平成13年度より財投機関債の発行を開始しております。

(3) 独立行政法人の見直しへの対応

当機構の組織・業務の見直しについては、平成18年12月7日に『「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案』が厚生労働省により作成されており、当該見直し案は、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年度中に得る独立行政法人等の見直しについて」により平成18年12月24日に政府・行政改革推進本部にて了解・決定されております。詳細につきましては、本説明書38～39ページの「発行情報の部 第1発行者の概況 3.事業の内容 (12)独立行政法人の見直し」をご参照ください。

平成 19 年 6 月 19 日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針 2007」において、独立行政法人等の改革を行うため「独立行政法人整理合理化計画」を作成することとされており、当機構の整理合理化計画に関しても、平成 19 年 8 月末に厚生労働省から行政改革推進本部へ提出されております。詳細につきましては、本説明書 40 ページの「発行者情報の部 第 1 発行者の概況 3. 事業の内容 (12) 独立行政法人の見直し」をご参照ください。

当機構の「長寿・子育て・障害者基金」は、平成 21 年 11 月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおいて「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については毎年度予算措置すること」との評価結果を受けました。この結果を踏まえ、基金を国庫に返納（長寿・子育て・障害者基金勘定を廃止）し、新たに「社会福祉振興助成費補助金」が創設されることとなりました（平成 22 年 11 月 27 日に一般勘定に統合）。これを受け、平成 20 年 2 月に定められた当機構の中期目標（第 2 期）及び中期計画（第 2 期）は、平成 22 年 3 月に変更されました。

平成 22 年 12 月 7 日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において示された講ずべき措置の具体的内容を踏まえ、利用者サービスの更なる向上のための取組目標を明示するため、平成 20 年 2 月に定められた当機構の中期目標（第 2 期）及び中期計画（第 2 期）は、平成 23 年 3 月に変更されました。

平成 24 年 1 月 20 日閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において示された講ずべき措置の具体的内容を踏まえ、高度なガバナンスの仕組みを検討するなど、更なる業務運営体制の強化に努めてまいりました。当該閣議決定は「平成 25 年度予算編成の基本方針（平成 25 年 1 月 24 日閣議決定）」により当面凍結となりましたが、第 3 期中期計画において「機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図る」ことを定め、引き続き、リスク管理等内部統制に係る態勢のあり方を検討・実施していくこととしています。第 3 期中期目標及び中期計画の内容は本説明書 382 ページの「発行者情報の部 第 6 発行者の参考情報 1. 独立行政法人中期目標（第 3 期）（全文）及び同 2. 独立行政法人福祉医療機構中期計画（第 3 期）（全文）」をご参照ください。

現在は、平成 25 年 6 月 5 日に示された「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」に基づき、独立行政法人改革等に関する分科会において、各法人の組織等の見直しについて議論されているところです。

(4) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で、福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行っていくとともに、多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図って参ります。

(5) 業務管理（リスク管理）の充実

内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクを抑制するとともに、福祉医療貸付事業については、ALM システムなどを活用して、金利リスクの抑制に努め、組織全体としては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき情報セキュリティ対策の充実を図るなどの取組を行い、これらの管理活動を、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等を通して統制してきたところです。

現在、これまでの独立行政法人改革の趣旨等を踏まえ、政策金融を担う独立行政法人としてさらに高度なガバナンス態勢を整えるべく、金融庁検査マニュアルに準拠した態勢の構築を図っているところです。

(6) 業務・システムの効率化と情報化の推進

平成 19 年度に策定した福祉医療貸付事業等の業務・システムの最適化計画に基づき、業務の見直し並びにシステム構成及び調達方法の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減等を図っていくとともに、情報化統括責任者（C10）及び情報化統括責任者（C10）補佐官を中心に、情報化推進体制の強化を図って参ります。

(7) 東日本大震災の被災者に対する迅速な対応

被災した医療施設、社会福祉施設等の復旧を支援するため一定期間無利子や融資率を 100%とする等の優遇措置を講じるとともに、旧債務に係る積極的な条件変更（償還期間の延長、金利の見直し等）、災害復旧のための新規貸付条件の更なる緩和（償還期間を最大 39 年・据置期間を最大 5 年の延長、無担保貸付額の拡充等）、災害からの復興のための貸付条件の緩和措置（金利の引下げや融資率の拡大等）を講じており、今後も引き続き被災地の復旧・復興を支援してまいります。

当機構では、適切な業務運営に努めるため、こうした見直しや経費の節減を含めた業務運営の効率化を踏まえた第 3 期中期計画を策定するとともに、着実な実施に努めて参ります。

3. 事業等のリスク

(1) 国等の政策及び関与に伴うリスク

当機構は、国のプラン・指針等に即して地方公共団体が策定する整備計画等に基づく社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築及び年金受給者の自立支援等、国の福祉政策及び医療政策と連携を図り、社会福祉の増進や医療の普及の向上等、政策目的の実現のため、政府と一体となって事業を推進しております。従ってこれらの国等の政策及び関与に伴い事業等に影響を受けることがあります。

(2) 国等の政策評価等に伴うリスク

当機構は、通則法第 32 条から第 35 条等により、各事業年度における業務の実績について主務省庁による評価委員会及び総務省組織令に基づく審議会の評価を受けなければならないとされております。また、厚生労働大臣は、当機構の中期目標の終了時において評価委員会の意見を聴いたうえで、当機構の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされております。

(3) 当機構における貸付事業について

金利リスク等について

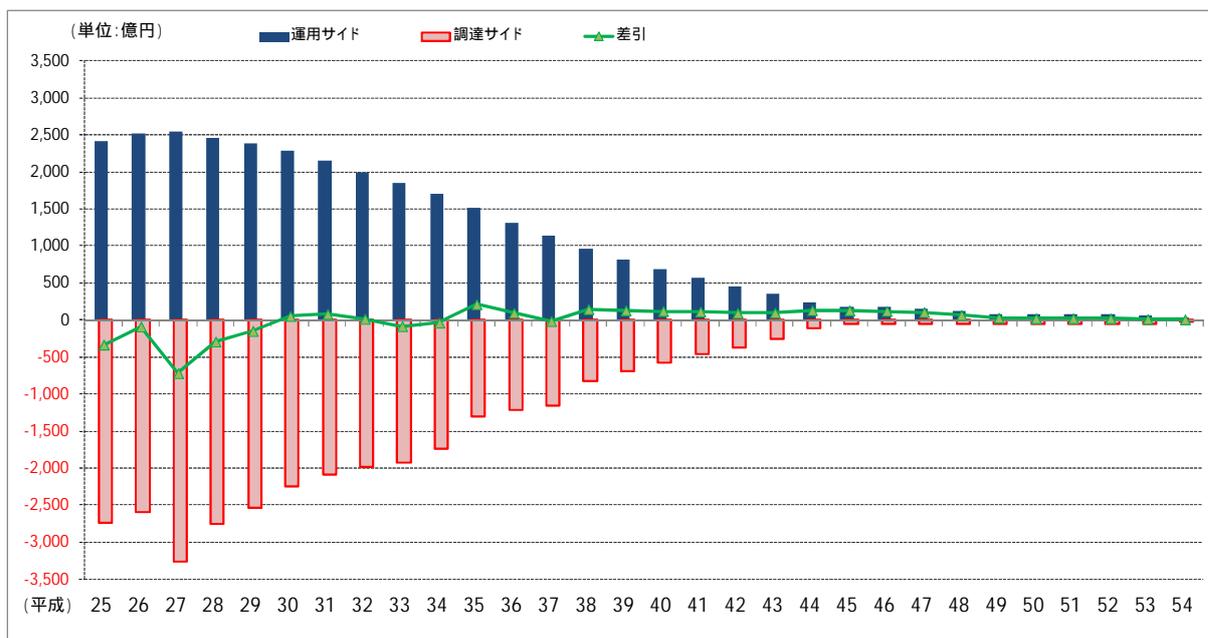
当機構における貸付事業は、調達期間と貸付期間が一致していないものがあること、また金利スワップ等のリスクヘッジを行っていないことから、金利リスクが発生しております。これらの金利リスクは、当機構が負っております。

また、当機構の一般勘定の貸付金は長期かつ低利であることから、金利低下局面において繰上償還が生じるリスクがありますが、事業団から承継された平成 10 年 3 月以前の貸付原資である財政融資資金借入金は繰上償還が認められていないことから、再運用リスクがあり、当該リスクは当機構が負っております。しかし、これら貸付事業において生じる損失については、予算措置により受け入れる利子補給金により補てんされております。

なお、当該勘定が事業団から承継される以前の平成 10 年 10 月 1 日以降の貸付けから、任意の繰上償還に際して所定の弁済補償金を徴収する弁済補償金制度を導入することで、当該リスクの軽減を図っております。（参考：平成 24 年度における繰上償還額 / 24 期首貸付金残高は、福祉貸付 0.89%、医療貸付 3.94%）

このように、金利動向により当機構の貸付事業が一定の影響を受ける可能性がありますが、マチュリティアダー法、デュレーション等の金利リスク測定を活用し、ALM システムの構築などリスク管理体制の充実に努めることとしております。

平成 24 年度末 貸付事業（一般勘定）のマチュリティアダーグラフ



<平成 24 年度 一般勘定における貸付事業の運用サイドと調達サイド各要素>

運用サイド（貸付金）		調達サイド（借入金・債券）	
貸付金残高		借入金等残高	
福祉貸付	15,997 億円	財政融資資金借入金	28,744 億円
医療貸付	16,404 億円	民間借入金	25 億円
計	32,400 億円	債券（財投機関債）	2,540 億円
		貸付受入金相当分	1,020 億円
		計	32,330 億円
（貸付金償還方法）		（財政融資資金借入金償還方法）	
福祉貸付		元金均等年 2 回償還（利息も同じ）	
・元金均等毎月償還（利息も同じ）		（民間借入金償還方法）	
医療貸付		元金均等年 2 回償還（利息も同じ）	
・元金均等毎月または 3 か月賦償還		（債券償還方法）	
（利息も同じ）		満期一括償還（利息年 2 回）	
貸付平均利回り		借入金等平均利回り	
福祉貸付	1.50%	財政融資資金借入金	1.76%
医療貸付	1.76%	民間借入金	0.96%
計	1.63%	債券（財投機関債）	1.67%
		計	1.76%
貸付平均残余年数		借入金等平均残余年数	
福祉貸付	15.08 年	財政融資資金借入金	13.43 年
医療貸付	14.25 年	民間借入金	3.98 年
計	14.67 年	債券（財投機関債）	6.00 年
		計	12.82 年
当初平均貸付期間		当初平均借入等期間	
福祉貸付	23.25 年	財政融資資金借入金	22.57 年
医療貸付	24.75 年	民間借入金	-
計	23.83 年	債券（財投機関債）	10.00 年
		計	21.91 年
デュレーション	7.54	デュレーション	6.88

貸倒リスクについて

（ア）一般勘定

一般勘定における貸付金は、貸付先である社会福祉及び医療の関連事業者等が経営困難に陥った場合、将来的に貸倒損失によって処理される可能性があるため事業収支を悪化させるリスクがありますが、当機構は適切な債権管理に努めるとともに貸付先の経営診断・指導を行うことにより延滞債権の回収とその発生額の減少に努めております。

（イ）年金担保貸付勘定

年金担保貸付事業においては、貸付金の回収にあたり年金支給機関からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給権の失権等により貸倒リスクが発生する可能性がありますが、借入希望者の多くが利用する公益財団法人年金融資福祉サービス協会による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても一般勘定における貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

（ウ）労災年金担保貸付勘定

労災年金担保貸付事業は、平成 16 年 4 月 1 日に労働福祉事業団の解散に伴い当機構へ業務移管されたものであります。

労災年金担保貸付事業においても、貸付金の回収にあたり厚生労働省からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給権の失権等により貸倒リスクが発生する可能性がありますが、平成 16 年度から年金担保貸付事業同様、公益財団法人年金融資福祉サービス協会による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても年金担保貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

公益財団法人年金融資福祉サービス協会

年金担保貸付における信用保証制度で、厚生年金保険等の年金受給者が年金担保小口資金を借り受けるときに、個人の連帯保証人に代わり、協会が連帯保証人を引き受ける事業を行っております。なお、平成 24 年度における貸付利用者のうち 99.9%(年金担保貸付 99.9%、労災年金担保貸付 99.9%)が当制度を利用しております。

< 貸付事業における債権分類について >

一般勘定においては、平成 10 年度から従来の延滞債権額に加え、民間金融機関の基準に準じて、破綻先債権額、3 箇月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を開示しております。

また、年金担保貸付勘定においては平成 13 年度から、労災年金担保貸付勘定においては、平成 16 年度から、それぞれ業務の開始に伴い開示しております。

(一般勘定) (単位:百万円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度
破綻先債権額 (A)	5,263	5,382
うち 6 箇月以上延滞債権額 (B)	5,263	4,315
延滞債権額 (C)	51,152	42,615
3 箇月以上延滞債権額 (D)	386	87
貸出条件緩和債権額 (E)	44,331	44,494
合計 = (A) + (C) + (D) + (E) (F)	101,134	92,580
総貸付残高 (G)	3,202,303	3,240,022
比率 (F) / (G) × 100	3.16%	2.86%
(参考){ (B) + (C) } / (G) × 100	1.76%	1.45%

(年金担保貸付勘定) (単位:百万円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度
破綻先債権額 (A)	111	95
うち 6 箇月以上延滞債権額 (B)	64	65
延滞債権額 (C)	92	81
3 箇月以上延滞債権額 (D)	57	31
貸出条件緩和債権額 (E)	25	24
合計 = (A) + (C) + (D) + (E) (F)	287	232
総貸付残高 (G)	179,318	158,860
比率 (F) / (G) × 100	0.16%	0.15%
(参考){ (B) + (C) } / (G) × 100	0.09%	0.09%

(労災年金担保貸付勘定) (単位:百万円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度
破綻先債権額 (A)	15	11
うち 6 箇月以上延滞債権額 (B)	12	8
延滞債権額 (C)	9	5
3 箇月以上延滞債権額 (D)	2	2
貸出条件緩和債権額 (E)	1	1
合計 = (A) + (C) + (D) + (E) (F)	28	20
総貸付残高 (G)	4,415	3,793
比率 (F) / (G) × 100	0.65%	0.55%
(参考){ (B) + (C) } / (G) × 100	0.51%	0.37%

(承継債権管理回収勘定) (単位:百万円)

区 分	平成 23 年度 (内機関保証付債権額)	平成 24 年度 (内機関保証付債権額)
破綻先債権額 (A)	10,913 (9,791)	12,653 (9,321)
うち 6 箇月以上延滞債権額 (B)	779 (103)	2,999 (66)
延滞債権額 (C)	10,999 (1,456)	7,758 (915)
3 箇月以上延滞債権額 (D)	9,503 (9,052)	8,229 (7,871)
貸出条件緩和債権額 (E)	58,398 (41,567)	55,013 (38,279)
合計 = (A) + (C) + (D) + (E) (F)	89,815 (61,868)	83,655 (56,387)
総貸付残高 (G)	1,490,403	1,274,863
比率 (F) / (G) × 100	6.03%	6.56%
【機関保証付債権を除いた比率】	1.88%	2.14%
(参考){ (B) + (C) } / (G) × 100	0.79%	0.84%
【機関保証付債権を除いた比率】	0.69%	0.77%

注1) 区分の定義は、以下のとおりです。

- | | |
|------------------|--|
| (A) 破綻先債権額 | 会社更生開始、再生手続開始、破産、清算等の法的手続きがとられている債務者や手形交換所で取引停止処分を受けた債務者に対する貸付残高をいいます。 |
| (B) うち6箇月以上延滞債権額 | 破綻先債権額(A)のうち、弁済期限6箇月以上経過して延滞となっている貸付残高をいいます。 |
| (C) 延滞債権額 | 弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付残高で破綻先債権額(A)に該当しないものをいいます。 |
| (D) 3箇月以上延滞債権額 | 弁済期限を3箇月以上6箇月未満経過して延滞となっている貸付残高で、破綻先債権額(A)に該当しないものをいいます。 |
| (E) 貸出条件緩和債権額 | 経済的困難に陥った債務者の経営再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩(元本の返済猶予、一部債権放棄など)を行った貸付残高で、破綻先債権額(A)、延滞債権額(C)及び3箇月以上延滞債権額(D)に該当しないものをいいます。 |

注2) 一般勘定における総貸付残高(G)には、以下の貸付受入金が含まれております。

- | | |
|--------------|------------|
| ・平成23年度貸付受入金 | 130,095百万円 |
| ・平成24年度貸付受入金 | 102,000百万円 |

注3) 承継債権管理回収勘定における総貸付残高(G)には、以下の仮受金が含まれております。

- | | |
|------------|----------|
| ・平成23年度仮受金 | 1,222百万円 |
| ・平成24年度仮受金 | 1,296百万円 |

注4) 金額の百万円未満は、切捨て表示しております。

<貸出金の自己査定について>

当機構における平成 24 年度末における貸出金の資産内容につきましては次のとおりであります。

(一般勘定) (単位: 件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	14,530	2,987,263
	要注意先	228	98,477
	要管理先以外	145	53,619
	要管理先	83	44,858
	計	14,758	3,085,741
貸倒懸念債権	破綻懸念先	105	42,390
破産更生債権等	実質破綻先	33	4,507
	破綻先	29	5,382
	計	62	9,890
合 計		14,925	3,138,021

(年金担保貸付勘定) (単位: 件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	358,786	158,763
	要注意先	10	3
	要管理先以外	8	3
	要管理先	2	0
	計	358,796	158,767
貸倒懸念債権	破綻懸念先	2	1
破産更生債権等	実質破綻先	15	9
	破綻先	85	82
	計	100	91
合 計		358,898	158,860

(労災年金担保貸付勘定) (単位: 件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	5,608	3,780
	要注意先	2	1
	要管理先以外	2	1
	要管理先	-	-
	計	5,610	3,781
貸倒懸念債権	破綻懸念先	1	1
破産更生債権等	実質破綻先	7	9
	破綻先	2	1
	計	9	10
合 計		5,620	3,793

(承継債権管理回収勘定) (単位: 件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	155,772	670,970
	要注意先	136,506	583,683
	要管理先以外	68,239	310,556
	要管理先	68,267	273,127
	計	292,278	1,254,653
貸倒懸念債権	破綻懸念先	330	1,886
破産更生債権等	実質破綻先	1,125	5,784
	破綻先	2,254	12,537
	計	3,379	18,321
合 計		295,987	1,274,860

注1) 債務者区分は以下のとおりです。

- ・ 正常先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がない債務者をいう。
- ・ 要注意先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済、もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者の他、業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題があるなど今後の管理に注意を要する債務者をいう。
- ・ 要管理先以外 : 要注意先のうち要管理先以外の債務者をいう。
- ・ 要管理先 : 当該債務の債権の全部又は一部が「3箇月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」である債務者をいう。
- ・ 破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。
- ・ 実質破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。
- ・ 破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事实在発生している債務者(破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている先)及び債務者が死亡した場合をいう。

注2) 一般勘定における貸付金残高は、貸付受入金残高102,000百万円を控除したものです。

注3) 承継債権管理回収勘定における貸付先数は、貸付件数を計上しています。

注4) 金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

(4) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について

承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、機構法附則第5条の2の規定により、年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を、当機構が平成18年4月1日に承継したものです。

当該業務については新たな貸付けを行っておりません。また、承継した債権については、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時行うことにより、適切な債権管理・回収を行って参ります。

なお、今後、貸倒れによる損失等により繰越欠損金が発生した場合は、欠損金相当額を出資金から減額する仕組みとなっておりますので、新たな負担が発生する等のリスクはございません。

4 . 経営上の重要な契約等

当機構の経営に際して重要な契約等はありません。

5 . 研究開発活動

当機構において研究開発活動は行っておりません。

6. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 平成 24 年度末における財政状態について

当機構における法人全体の資産は、約 4 兆 9,585 億円となっています。これを各勘定別に見ますと、一般勘定の約 3 兆 1,661 億円が全体の 63.85%を、また、承継債権管理回収勘定の約 1 兆 5,371 億円が 31.00%を占めております。

その資産の主なものは、固定資産である長期貸付金であり、一般勘定においては約 2 兆 8,816 億円を、また、承継債権管理回収勘定で約 1 兆 1,787 億円を計上しており、資産全体の 58.11%、23.77%をそれぞれ占めております。

一方、負債については一般勘定の約 3 兆 1,453 億円が全体の 92.34%を占めています。

< 各勘定別の財政状態 >

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあっせん勘定	法人単位
資産の部	3,166,103	22,012	67,574	159,683	5,948	1,537,187	-	4,958,509
負債の部	3,145,352	21,984	77,451	159,422	67	1,690	-	3,405,968
純資産の部	20,751	28	9,876	260	5,880	1,535,496	-	1,552,540
負債純資産合計	3,166,103	22,012	67,574	159,683	5,948	1,537,187	-	4,958,509

(2) 平成 24 年度における経営成績について

当機構における法人全体の経常収益は、約 2,349 億円となっています。これを各勘定別に見ますと、共済勘定の約 964 億円が全体の 41.06%を、一般勘定の約 588 億円が全体の 25.04%を、承継債権管理回収勘定の約 510 億円が全体の 21.74%を占めています。

一方、経常費用においては、法人全体で約 1,801 億円、共済勘定における約 934 億円が全体の 51.90%を、一般勘定の約 599 億円が全体の 33.26%を占めています。

さらに法人全体の当期利益は約 519 億円となっており、主な要因として承継債権管理回収勘定で約 482 億円、保険勘定で約 33 億円の当期利益が発生したことによるものです。

なお、当機構では機構法第 15 条及び機構法附則第 5 条の 2 第 5 項に基づき区分経理することとなっておりますので、各勘定別の詳細につきましては、本説明書 47～49 ページの「発行情報の部 第 2 事業の状況 1.業績等の概要」をご参照ください。

< 各勘定別の経営成績 >

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあっせん勘定	法人単位
経常収益	58,832	96,461	25,910	2,579	36	51,089	-	234,909
経常費用	59,910	93,498	21,199	2,633	36	2,845	-	180,124
経常利益又は損失	1,078	2,962	4,710	53	0	48,243	-	54,785
臨時利益	1,375	3	-	-	0	-	-	1,379
臨時損失	-	2,937	1,339	-	-	-	-	4,276
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2	-	-	9	0	-	-	12
当期利益又は損失	300	28	3,371	44	0	48,243	-	51,900

(3) 平成 24 年度キャッシュ・フロー計算書について

当機構における法人全体の業務活動によるキャッシュ・フローは約 808 億円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローは約 358 億円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローは約 497 億円の収入となっています。その結果、資金増加額が約 46 億円となり、資金期末残高は約 99 億円となっています。

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	法人単位
業務活動によるキャッシュ・フロー	64,364	575	30	20,613	619	38,310	-	80,896
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,600	37	33	3	600	37,963	-	35,830
財務活動によるキャッシュ・フロー	70,079	2	0	20,359	0	3	-	49,714
資金増加額又は減少額	4,115	610	2	250	19	349	-	4,648
資金期首残高	2,458	347	67	280	129	1,981	-	5,264
資金期末残高	6,573	957	70	530	148	1,631	-	9,912

(4) 平成 24 年度行政サービス実施コスト計算書について

行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、企業会計原則に準拠した独立行政法人会計基準に基づく財務諸表の一つとして作成しております。

行政サービス実施コストでは、国民の将来の負担や内在的な損失等を明確にするため将来生じ得るリスクについても民間企業と同様の評価を行い、また、通常コストとして認識されない政府出資金等に係わる機会費用についてもコストとして認識しております。

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	法人単位
業務費用	7,415	47,641	4,547	54	0	48,225	-	2,338
損益外減価償却相当額	33	-	-	1	-	-	-	35
損益外減損損失相当額	23	-	-	-	-	-	-	23
損益外除売却差額相当額	6	-	-	-	-	-	-	6
引当外賞与見積額	10	1	0	-	-	-	-	12
引当外退職給付増加見積額	613	64	50	0	0	0	-	729
機会費用	111	-	-	-	32	9,016	-	9,161
行政サービス実施コスト	8,214	47,707	4,496	57	32	39,208	-	12,306

(5) 平成 25 年度財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について

平成 25 年度政策コスト分析結果は下記のとおりであります。

なお、政策コスト分析では、平成 25 年度財政投融资対象事業である一般勘定（福祉医療貸付事業）についての分析がなされています。分析は、平成 26 年度以降は新規事業を行わない、将来にわたる補助金等の総額を現在の価値として評価する（割引現在価値額）、出資金等の機会費用をコストとして計上する等、一定の前提のもとに行われています。

区 分	政策コスト	分析期間
一般勘定（福祉医療貸付事業）	297 億円	40 年間

なお、当該分析の詳細につきましては財務省ホームページで公表されております。

財務省ホームページ

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa250726/17.pdf

(6) 独立行政法人評価委員会における業績評価について

平成 24 年度の業務実績の評価結果

当機構は、通則法第 32 条に基づき、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の業績評価を受けています。以下は、当機構の平成 24 年度の業務実績の評価結果（平成 25 年 8 月 13 日付）を当機構が抜粋したものです。

平成 24 年度業務実績全般の評価

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET 事業）、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務といった国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に運営していかなければならない。

こうした中で、効率的かつ効果的な業務運営が行えるよう、理事長が主宰する経営企画会議などを通じて、迅速かつ的確な経営判断の実施、組織内での情報の共有、問題意識の統一や理事長の経営姿勢、考え方などの役員・幹部職員への浸透などを図るとともに、組織内のイントラネットを活用し、全職員にもめれなく伝わるようにするなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進している。

このような業務運営体制のもと、東日本大震災への対応においては、昨年度に引き続き、被災された社会福祉施設や医療施設等の復興を円滑かつ迅速に推進するため、必要な資金の融資や優遇措置などを実施するとともに、関係部署が連携して、平成 23 年度末における返済猶予中の貸付先全てに対する実地調査等の実施、被災 3 県における復興支援セミナーの開催など、多岐にわたる事業を実施している福祉医療機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図り、福祉医療機構の総力を挙げて支援に努めており、独立行政法人としての社会的役割を十分に発揮していると評価する。

また、業務の実態を踏まえ、継続的に業務運営体制を見直しており、平成 24 年 4 月の組織改正においては、更なる組織のスリム化により管理職ポストを削減している。一方で、ガバナンスの更なる高度化を図るため総務企画部内に業務管理課を新設し、効率的かつ効果的な業務運営体制の整備を推進するとともに、横断的な組織として関係各部からなる金融庁検査準備室を設置し、各事業におけるリスクの洗い出しや分析を行い、リスク管理態勢方針案を作成するなど、業務間の連携強化により、リスク管理態勢の更なる強化・充実に努めている。

一般管理費等の節減については、業務方法の見直しによるコスト削減を図るとともに、各職員に対するコスト意識の徹底に努めた結果、中期目標期間の最終年度である平成 24 年度において中期目標（平成 19 年度予算と比べて 15.5% の縮減）を大きく上回る 21.6% の額を節減している。

随意契約の適正化については、「随意契約等見直し計画」（平成 22 年 4 月策定）に基づく取組みを着実に実施し、競争性のない随意契約は平成 24 年度において 6 件となり、契約件数ベースでは前年度に引き続き計画を達成している。

福祉医療機構の給与水準については、適正化に向けた取組みとして組織のスリム化の推進や機構独自の本俸引き下げ、平成 24 年 4 月より国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施等により人件費を平成 17 年度との比較において 22.1% の削減を実施した結果、平成 24 年度（平成 25 年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレズ指数は、概ね 100 ポイント（100.4 ポイント）となり計画を達成し、給与水準の適正化に努めている。

各事業における業務実績を見ると、福祉貸付事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す福祉・介護サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備を支援している。

また、医療貸付事業についても、福祉貸付事業と同様に、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、介護老人保健施設の介護基盤の緊急整備など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備・運営を支援している。

退職手当共済事業については、退職手当金支給に係る平均処理期間が中期計画の目標値（75 日）を大幅に上回る実績（36.9 日）を上げ、利用者サービスの向上を図っている。また、電子届出システムについては、利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上等に努めた結果、91% の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ている。

これらを踏まえると、平成 24 年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる。今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努めるとともに、これまでの成果を踏まえつつ、国の政策と利用者ニーズに的確に対応した業務展開を期待する。

中期目標期間の業務実績の最終評価結果

当機構の第二期中期目標期間は平成 24 年度が最終年度であり、当機構は、通則法第 34 条に基づき、当該中期目標期間における業務の実績について、評価委員会の業績評価（最終評価）を受けています。以下は、当機構の第二期中期目標期間の業務実績の最終評価結果（平成 25 年 8 月 28 日付）を当機構が抜粋したものです。

中期目標期間の業務実績全般の評価

当委員会においては、福祉医療機構が独立行政法人として発足して以来、業務により得られた成果が、「社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること」及び「厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の貸付けを行うこと」という同機構の設立目的に照らし、国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかなどの視点に立って評価を行ってきたところであるが、中期目標期間全般については、次のとおり、概ね適正に業務を実施してきたと評価できる。

業務運営体制の効率化については、福祉医療機構では、平成20 年10 月に地域の福祉と医療の向上を目指し、経営理念である民間活動応援宣言を策定し、その具体化に向けて、理事長の指揮のもとで、福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営体制の整備を着実に推進していることが認められる。また、国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、継続的に業務運営体制を見直すとともに、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を実施した。さらに、このような業務運営体制のもと、東日本大震災への対応にあたっては、被災された社会福祉施設や医療施設等の復興を円滑かつ迅速に推進するため、必要な資金の融資や優遇措置などを実施し、多岐にわたる事業を実施している福祉医療機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図り、福祉医療機構の総力を挙げてさまざまな支援を行うなど、独立行政法人としての社会的役割を十分に発揮していると評価する。

平成17 年度において構築した I S O 9001 に基づく品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)に基づき、効果的かつ効率的な業務運営の実施を図るとともに、その運用を通じ、是正・予防処置活動の充実及び内部監査による業務リスク等の抽出・管理を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進している。また、内部統制の取組の一環として、リスク対応計画の策定、法令等の遵守に関する規程の制定及びコンプライアンス委員会の設置など、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるとともに、内部統制環境の更なる高度化を図るための態勢構築に向け、リスク管理態勢の更なる強化・充実を図った。

各事業における業務実績を見ると、福祉医療貸付事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備、病院の耐震化整備、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対する経営安定化資金など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備・運営を支援している。

さらに、退職手当共済事業については、退職手当金支給に係る平均処理期間を中期計画の目標値より大幅に短縮し、利用者サービスの向上を図っている。また、平成19 年度から運用を開始した電子届出システムについては、利用者から寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めた結果、91%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができており、共済契約者の事務負担軽減が図られるとともに、福祉医療機構の事務の効率化も図られたことが認められる。

各評価結果の具体的評価内容等の全文につきましては、当機構ホームページ又は、厚生労働省ホームページで公表されております。

当機構ホームページ

<http://hp.wam.go.jp/koukai/jisseki/tabid/118/Default.aspx>

厚生労働省ホームページ

・平成 24 年度の業務実績の評価結果について（平成 25 年 8 月 13 日付）

<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iiin/iryo12.html>

・中期目標期間の業務実績の最終評価結果について（平成 25 年 8 月 28 日付）

<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iiin/soukai13-2.html>

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

平成 24 年度は、電子申請用サーバ、プロキシサーバ及び電話交換機等の購入合計で 84 百万円の契約を行っております。

2. 主要な設備の状況

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

内 容	所 在 地	建 物	構 築 物	車 両・ 運 搬 具	備 品	土 地		合 計
		帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	面 積	帳簿価格	帳簿価格
事務所・ 宿舎等	東京都 港区他	826	0	1	204	4,061.59	863	1,897

3. 設備の新設・除却等の計画

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画(平成 24 年 12 月 14 日行革担当大臣決定)」に基づき、不要資産の国庫返納として、東久留米宿舎、小金井宿舎他を国庫納付することとしておりますが、具体的な国庫納付時期は未定です。

第4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構における資本金残高の推移は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	平成 20 年度末	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末	平成 24 年度末
一般勘定 ¹	5,534	5,534	5,249	18,836	23,332
長寿・子育て・ 障害者基金勘定 ²	278,710	278,710			
共済勘定	-	-	-	-	-
保険勘定	-	-	-	-	-
年金担保貸付勘定	-	-	-	-	-
労災年金担保貸付勘定	5,831	5,831	5,831	5,831	5,831
承継債権管理回収勘定 ³	2,719,386	2,395,221	2,047,097	1,733,006	1,487,252
承継教育資金貸付け あっせん勘定	-	-	-	-	-
合計	3,009,462	2,685,297	2,058,178	1,757,673	1,516,416

¹ 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）の「各独立行政法人について講ずべき措置」に基づき、宝塚宿舍及び川西宿舍を不要財産として売却し、通則法第 46 条の 2 第 2 項の規定に基づき売却代金を平成 24 年 9 月 24 日に国庫納付し、同日付で政府出資金を 113 百万円減少させております。

なお、平成 24 年度において、社会福祉施設や医療施設の耐震化等整備を推進するため、補正予算により平成 25 年 3 月に 46 億円の政府出資金を受け入れております。

² 長寿・子育て・障害者基金勘定における政府出資金については、平成 21 年 11 月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおいて「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算要求すること」との評価結果を受け、平成 23 年 3 月 24 日に長寿・子育て・障害者基金勘定の基金を全額国庫へ返納しております。

³ 承継債権管理回収勘定における政府出資金については、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成 16 年法律第 105 号）附則第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 4 月 1 日に承継された年金住宅融資等の貸付債権額見合いとして出資されております。

また、回収された元金を国庫に納付すること等に伴い、政府出資金は機構法に基づき減額することとなっております。

なお、平成 24 年度においては、前年度に回収された元金及び積立金の合計 302,354 百万円を国庫納付し、このうち元金見合い分の 245,753 百万円について政府出資金を減少させております。

2. 役員状況

役職名	氏名 理事の担当業務	任 期	略 歴
理事長	なが の ひろし 長 野 洋	自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 27 年 9 月 30 日	第一生命保険相互会社取締役 日本物産株式会社代表取締役社長
理事	す だ やす ゆき 須 田 康 幸 総務企画部、助成事業部	自 平成 25 年 10 月 1 日 至 平成 27 年 9 月 30 日	厚生労働省四国厚生支局長
理事	なが お けい きち 長 尾 恵 吉 福祉貸付部、医療貸付部 年金貸付部、大阪支店	自 平成 25 年 10 月 1 日 至 平成 27 年 9 月 30 日	独立行政法人福祉医療機構大阪支店長
理事	みや ち かおる 宮 地 薫 経理部、顧客業務部 共済部	自 平成 25 年 10 月 1 日 至 平成 27 年 9 月 30 日	資産管理サービス信託銀行株式会社常務執行役員 独立行政法人福祉医療機構監事
監事	おお た かつ よし 太 田 克 芳	自 平成 25 年 11 月 1 日 至 平成 27 年 10 月 31 日	ちばぎん保証株式会社取締役業務部長
監事 (非常勤)	まる た やす お 丸 田 康 男	自 平成 24 年 1 月 1 日 至 平成 25 年 12 月 31 日	プルデンシャル・インベストメント・ マネジメント・ジャパン株式会社内部監査部長

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な体制

当機構は、機構法第3条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることとされております。また、この他年金制度等に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付を行うことを目的として設立された独立行政法人であります。厚生労働大臣を主務大臣とし、機構法その他の関係法令等に基づき業務運営を行っています。

厚生労働省には、当機構の業務実績に関する評価を行うため、独立行政法人評価委員会が設置されています。

当機構と主務官庁又は外部との関係等につきましては、本説明書 12～13 ページの「発行者情報の部 第1 発行者の概況 3.事業の内容 (5)日本政府との関係について」をご参照ください。

(2) 内部管理等の体制

役員による運営

当機構は、理事長及び理事等により構成される役員会や経営企画会議において、業務運営の基本方針等に関する審議や経営の企画及び管理に係る重要事項に関し協議を行います。

監事による監査

監事は、当機構の業務及び会計に関する監査を行います。監事は監査報告書を理事長に提出し、監査の結果、是正又は改善が必要であると判断したときは、理事長に対してその旨を意見することができます。また、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を提出することができます。

内部監査

理事長は、当機構の業務運営が規程等を遵守し、適正かつ効率的になされているかについて、職員に命じ内部監査を行うことができます。

会計監査人による監査

当機構は、通則法第38条第2項及び第39条により会計監査人により財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査を受けており、このように監査を受けた財務諸表を作成・公表することで、当機構の会計処理に係る透明性の向上に努めています。

(3) 今後の課題

平成25年6月5日に行われた行政改革推進会議において示された「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」等の見直しの趣旨を踏まえ、適切なガバナンスを構築するなど、更なる業務運営体制の強化に努めることとしております。詳細につきましては、本説明書45ページの「発行者情報の部 第1 発行者の概況 3.事業の内容 (12)独立行政法人の見直し」～同「」をご参照ください。